

第44期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年10月24日（月曜日）
午前10時

場所

茨城県つくば市吾妻1丁目1364-1
ホテル日航つくば別館 1階 昴

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件

目次

■ 第44期定時株主総会招集ご通知 ……	1
(添付書類)	
事業報告 ……	5
連結計算書類 ……	26
計算書類 ……	28
監査報告書 ……	30
■ 株主総会参考書類 ……	36

株式会社 JMホールディングス

証券コード：3539

証券コード 3539
2022年10月7日

株 主 各 位

茨城県土浦市卸町二丁目3番30号
株式会社JMホールディングス
代表取締役社長 境 正 博

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページのいずれかの方法にて議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年10月24日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 茨城県つくば市吾妻1丁目1364-1
ホテル日航つくば別館 1階 昴
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 1. 第44期（2021年8月1日から2022年7月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第44期（2021年8月1日から2022年7月31日まで）計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件

以 上

~~~~~

※お願い 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
※本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://jm-holdings.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。  
※事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

## <新型コロナウイルス感染症への対応と株主の皆様へのお願い>

当社は2022年10月24日（月曜日）に第44期定時株主総会を開催の予定でおりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記のとおり対応させていただくことといたします。

株主の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### ●事前の議決権行使のお願い

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本年は株主総会当日のご来場をお控えいただき、議決権の行使は、インターネット若しくは同封の議決権行使書用紙をご送付いただく方法をご利用いただきますようお願い申し上げます。

### ●ご来場される株主様へのお願い

・ご来場される株主様は、株主総会開催日現在の国内の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、必ずマスクの着用をお願い申し上げます。

・株主総会会場にて、発熱や咳などの症状のある株主様やその他体調不良の株主様には、感染リスクを抑えるため入場をお断りし、または退場をお願いすることがございますので、あらかじめご了承ください。

・開催日現在の状況に応じ、会場系のマスク着用やアルコール消毒液の設置、ご来場される株主様の検温など、感染防止のための措置を講じる場合がございます。

・感染拡大防止のため、座席の間隔を広げていることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

・本総会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）を簡潔に行います。株主の皆様におかれましては、事前に招集通知をお目通しいただけますようお願い申し上げます。

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://jm-holdings.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる大切な権利です。株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。



### インターネット等 (パソコン/スマートフォン・携帯電話)

当社指定の議決権行使Webサイト(<https://www.tosyodai54.net>)にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2022年 10月21日(金) 午後6時まで



### 郵送

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、折り返しご送付ください。

行使期限

2022年 10月21日(金) 午後6時到着



### 株主総会ご出席

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2022年 10月24日(月) 午前10時

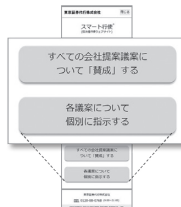
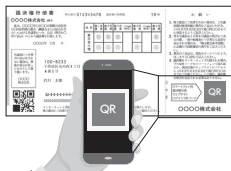
## スマートフォンを用いる場合



### スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使Webサイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



#### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※ QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

- 1 Webサイトへアクセス  
議決権行使Webサイト  
<https://www.tosyodai54.net>
  - 2 ログイン  
議決権行使書用紙お願い欄に記載の議決権行使コードを入力
  - 3 パスワードの入力  
議決権行使書用紙お願い欄に記載のパスワードを入力
- 以降は画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

## 「議決権行使Webサイト」ご利用上のご注意事項について

- 1 「議決権行使Webサイト」のご利用に伴う接続料金及び通信料金は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。
- 2 お使いの端末によってはご利用いただけないことがありますので、ご了承ください。  
**インターネットによる議決権の行使に関するお問合わせ先**  
株主名簿管理人 東京証券代行株式会社  
電話0120-88-0768(フリーダイヤル) (受付時間:9:00~21:00)
- 3 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効といたします。
- 4 インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

#### 議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

(添付書類)

# 事業報告

( 自 2021年8月1日 )  
( 至 2022年7月31日 )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年8月1日～2022年7月31日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、社会経済活動正常化に向けた持ち直しの動きが見られたものの、ロシア・ウクライナ情勢の長期化など地政学リスクの高まりにより、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

食品小売業界におきましては、消費者の低価格志向、節約志向は一層根強く、原油価格、原材料価格の高騰、急速な円安の進行により度重なる食料品の値上げが続けられ、業種業態を越えた販売競争は更に厳しさを増しております。

当連結会計年度における経営成績は、前期に新規出店した5店舗の売上寄与及び第3四半期より既存店が好調に推移した結果、売上高は140,845百万円と前連結会計年度に比べ11,021百万円（8.5%）の増収となりました。

商品の仕入につきましては、原材料価格高騰による仕入価格改定のなか、加工物流センターの大量備蓄機能を活用した一括大量仕入、専門店ならではの商品調達力を発揮することで、より安価に仕入れるよう努めてまいりました。

これらの結果、営業利益は6,675百万円と前連結会計年度に比べ99百万円（1.5%）の増益、経常利益は6,925百万円と前連結会計年度に比べ232百万円（3.5%）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は4,266百万円と前連結会計年度に比べ19百万円（0.5%）の増益となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。このため、前連結会計年度比較は基準の異なる算定方法に基づいた数値を用いております。

当社グループにおける事業セグメントごとの状況は、次のとおりであります。  
(スーパーマーケット事業)

当社グループのスーパーマーケット事業は、精肉専門店の当社が、青果・鮮魚・総菜の専門店をグループ化、合併していくことにより業容を拡大した経緯があり、各店舗内でそ

それぞれの専門性を活かすことで、一般的な食品スーパーとは一線を画した品揃えと特色のある売場を展開しております。

商品の販売につきましては、特定の商品を大量に陳列し、顧客へ商品をアピールすることで購買意欲を高める「異常値販売（単品大量販売）」を定期的実施する他、加工物流センターでの大量かつ効率的な精肉加工に加え、店舗内においても必要に応じて精肉加工を行い、売れ筋に対応した商品の速やかな提供により販売機会ロスの削減に努めております。

スーパーマーケット事業につきましては、5つの店舗業態で構成されております。

(a)株式会社ジャパンミートが運営する大型商業施設内店舗「ジャパンミート生鮮館」

「ジャパンミート生鮮館」は商圏が広く、集客力のある大型商業施設「ジョイフル本田」、「マルイ」、「スーパービバホーム」において15店舗展開しております。精肉売場を核とし、青果・鮮魚・惣菜の専門性を強調すること、顧客に幅広く支持されるような商品を売場に展開することで、ファミリー層を中心に楽しくお買い物ができる売場の構築に努めております。

(b)関東圏単独店舗「ジャパンミート卸売市場」、「パワーマート」、「食肉卸売センターMEAT Meet」

関東圏のロードサイドに「ジャパンミート卸売市場」12店舗、「パワーマート」4店舗、「食肉卸売センターMEAT Meet」4店舗を展開しております。これらは「ジャパンミート生鮮館」を小型化した単独店舗であります。生鮮食品の専門性を強調した店舗の特徴を活かし、品揃えや商品力において差別化を図っております。

(c)株式会社花正が運営する都市型ホールセール「肉のハナマサ」

東京都内を中心に業務用スーパー「肉のハナマサ」などを55店舗展開しております。飲食店事業者のプロが日々の仕入先として利用できるような商品を大容量で販売すると共に、「プロ仕様」というプライベートブランド商品を開発・展開することで特徴を明確にしつつ、一般家庭の顧客買物需要にも応えられる品揃えをすることで、一般的なスーパーマーケットとは差別化された「都市型ホールセール」を運営しております。

店舗の状況としましては、2022年4月に「ジャパンミート生鮮館」小山店（栃木県小山市）を開店いたしました。これにより、当連結会計年度末時点におけるスーパーマーケット事業の店舗数は90店舗になりました。

当連結会計年度における経営成績につきましては、売上高は136,994百万円と前連結会計年度に比べ10,839百万円（8.6%）の増収、セグメント利益(営業利益)は6,443百万円と前連結会計年度と比べ219百万円（3.5%）の増益となりました。

(その他)

その他につきましては、外食事業、イベント関連事業、アウトソーシング事業、施設運営管理事業で構成されております。

(a)株式会社ジャパンデリカが運営する外食事業「漫遊亭」

外食事業につきましては、主に「焼肉や漫遊亭」を展開しております。得意とする精肉の調達力、ノウハウを活かし、新鮮で高品質な料理を安価でご提供できるよう努めてまいりました。また、美味しい商品と快適な食事空間を提供するという基本方針のもと、新メニューの開発をすすめ、他店との差別化を図り、お客様が楽しく食事ができる店づくりに努めております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による自治体からの営業時間短縮、酒類提供自粛等の要請に速やかに対応いたしました。

外食事業の店舗の状況としましては、2021年10月に「焼肉や漫遊亭」新田店（群馬県太田市）を開店いたしました。これにより当連結会計年度末時点における外食事業の店舗数は17店舗になりました。

(b) A A T J 株式会社が開展する「肉フェス」などのイベント関連事業

イベント関連事業につきましては、「肉フェス」、「餃子フェス」など食に関わるイベントの展開、国内外のイベント制作、運営などを行っております。当連結会計年度の活動状況といたしまして、「肉フェス2022復活祭TOKYO」（東京都江東区）を開催いたしました。新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、今後も食肉及び地域の食文化の魅力を発信してまいります。

(c)株式会社アクティブマーケティングシステムが開展するアウトソーシング事業

アウトソーシング事業につきましては、スーパーマーケット業界における、レジ業務の受託代行サービスを行っております。スーパーマーケットの実務経験に基づいた独自のノウハウによって、顧客のニーズに応える質の高いサービスを提供してまいります。

(d)株式会社ニコモールが運営管理するショッピングセンター「ニコモール」

施設運営管理事業につきましては、群馬県太田市のショッピングセンター「ニコモール」の運営管理を行っております。「ニコモール」には株式会社ジャパンミートが運営しておりますジャパンミート生鮮館新田店をはじめとした36の専門テナントが店舗しており、地域の方に欠かせない生活のインフラとしてご愛顧いただいております。



当連結会計年度における経営成績につきましては、売上高は6,063百万円と前連結会計年度に比べ431百万円（7.7%）の増収、セグメント利益（営業利益）は326百万円と前連結会計年度に比べ43百万円（11.9%）の減益となりました。

## （2）設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は4,093百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

| セグメントの名称    | 店舗等名称         | 所在地    | 開店日（年月日）    |
|-------------|---------------|--------|-------------|
| スーパーマーケット事業 | ジャパンミート生鮮館小山店 | 栃木県小山市 | 2022年4月20日  |
| その他         | 焼肉や漫遊亭新田店     | 群馬県太田市 | 2021年10月15日 |

当連結会計年度末において継続中の主要な設備投資

| 施設名称           | 所在地     | 稼働開始予定  |
|----------------|---------|---------|
| JMトレードセンター（仮称） | 茨城県つくば市 | 2023年夏頃 |

## （3）資金調達の状況

当連結会計年度において、設備投資などの資金に充当するため、短期借入金800百万円を調達しました。

## （4）対処すべき課題

当社グループでは、①安心・安全・安価な「商品」をご提供する、②ご来店いただいたお客様が楽しくお買い物ができる「売場」をご提供する、③食に関する「プロフェッショナル」として誠意をもって接客する、という基本方針のもと、商品開発力向上、店舗・売場開発力の向上、人材開発・育成を対処すべき課題と捉え、以下の取り組みを行ってまいります。

### ①食の安全性の確保

昨今、食の安全性について様々な問題が取りざたされております。当社グループは、従来から安心・安全な商品の提供を追求しており、BSEや鳥インフルエンザ問題が発生した際にも、精肉売場の縮小をすることなく、食品として精肉の安全面をアピールしながら事

業展開を行ってまいりました。

当社グループでは、「ジャパンミート生鮮館」、「ジャパンミート卸売市場」の全店と「パワーマーケット」、「食肉卸売センターMEAT Meet」の全店、加工物流センターにおいて、ISO9001（品質マネジメントシステム）を認証取得しております。これは、顧客に常に高鮮度・高品質で安全な商品を提供すること、満足できる商品・売場サービスを提供することを追求した結果、取得が必要と判断したものであります。今後も、当社グループ全店舗ベースでの品質向上に取り組んでまいります。

また、安心・安全な商品を安定的に仕入れるため、食材の仕入先とは、長い取引による信頼関係を構築することに努めております。短期的な仕入価格の引下げ等に左右されることなく、信頼できる仕入先とのみ取引を行うため、当社グループでは産地等が不明な商品が店頭に並べられることはありません。今後も顧客が安心して食材を購入できる売場づくりに努めてまいります。

## ②店舗における競争力強化

当社グループは、「お客様第一主義」を掲げる観点から、顧客が来店する店舗について、以下の取り組みを推進し、競合他社に対する優位性を確立してまいります。

### a.来店顧客数の増加と顧客単価の拡大

顧客ニーズを満たした商品の継続的な投入とお客様に満足していただける価格で購買意欲を高める商品の単品大量販売の定期的な実施等に取り組み、計画的な販売促進や広告宣伝の実施により、一層の来店客数拡大と顧客当たりの点数増加による顧客単価の拡大を図ってまいります。

また、成長戦略として、東京23区内とその郊外を中心に、新規出店を積極的に進めると共に、M&Aによる店舗網の拡大も検討してまいります。

### b.店舗運営の効率化向上

店舗内の作業見直しや、オペレーションを省力化するためのシステムの整備等により、一層の効率化を推進してまいります。

## ③人材育成

当社グループでは、経営方針の一つに「人材育成」を掲げており、真のプロフェッショナルを育成していくことは当社グループの使命の一つと考えております。当社グループにおける人事政策は、「優秀な人材の確保と、能力開発・育成を図ることが企業の発展と成長の根源である」との考えから、適材適所、公平な能力評価、そして働き甲斐、生き甲斐、活気のある職場づくりに重点をおいております。

当社グループでは、今後も積極的な新規出店を行うこととしており、店舗展開に必要な人材の確保に引き続き努めてまいります。

#### ④備蓄・加工体制の強化

当社グループでは、単品大量販売を各店舗で定期的実施しております。単品を大量に仕入れることにより、商品単価の低下が図られ、顧客に安価な商品を提供することが可能になるものと考えております。当社の加工物流センターは、冷凍・冷蔵機能を備え、商品を大量に備蓄できるキャパシティがあり、単品大量販売ができる体制を支えております。

当社の加工物流センターは、倉庫機能に加え、精肉原料から商品に加工・製造する機能を有しておりますが、店舗にも商品を加工できる技術がある人材と設備を配置しており、売切れや欠品等の状況に迅速に対応し、販売機会ロスを防ぐことに努めております。

#### ⑤店舗・本部の連携強化と効率化の推進

店舗や加工物流センターにおける従業員とパート・アルバイトの人員数や割合をコントロールし、人件費の適正化を図り、店舗における水道光熱費の抑制、環境面に配慮した包材の使用、物流の効率化等を推進し、販売費及び一般管理費の適正化を進めてまいります。また、業務の効率化に係る店舗間の情報共有に努め、グループ全体で経費の適正化を図ってまいります。

#### ⑥ESG・CSRを重視した経営

当社グループでは、フードロス問題をはじめとした環境問題への対応、地域社会への貢献等の取り組みに努めてまいります。また、内部管理体制の一層の充実を図り、コンプライアンスとリスクマネジメントを強化し、正確かつ迅速な情報の開示と財務諸表等の適正開示に努めてまいります。

店舗と加工物流センターにおきましては品質管理体制の継続的な強化を図り、食の安心・安全を追求してまいります。さらに、ISO9001（品質マネジメントシステム）による管理手法を遵守し、来店する顧客の信頼を継続的に得ることに努め、企業の社会的責任を果たしてまいります。

#### ⑦新型コロナウイルス感染症への対応

当社グループでは、お客様用消毒液の設置、ソーシャルディスタンスの実施などの取り組みの他、レジでの透明ボードの設置、従業員の健康チェック、手洗い、マスク着用の徹底など、お客様、従業員の感染防止対策に緊張感をもって注力しつつ、引き続き、生活に

欠かすことのできないインフラとして、生活必需品の安定供給に努め、地域のお客様のライフラインとしての役割を果たしてまいります。

#### (5) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                   | 第41期<br>2019年7月期 | 第42期<br>2020年7月期 | 第43期<br>2021年7月期 | 第44期<br>2022年7月期<br>(当連結会計年度) |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)           | 113,278          | 126,958          | 129,823          | 140,845                       |
| 経 常 利 益 (百万円)         | 4,751            | 6,808            | 6,693            | 6,925                         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 2,813            | 3,654            | 4,246            | 4,266                         |
| 1 株当たり当期純利益 (円)       | 105.59           | 137.09           | 159.28           | 159.90                        |
| 総 資 産 (百万円)           | 44,441           | 48,779           | 55,391           | 58,874                        |
| 純 資 産 (百万円)           | 25,909           | 28,885           | 32,348           | 35,898                        |
| 1 株当たり純資産額 (円)        | 969.89           | 1,080.29         | 1,207.58         | 1,338.16                      |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。  
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。  
 3. 2019年5月1日付で株式会社タジマを連結子会社化しております。  
 4. 2021年2月15日付で株式会社ニコモールを連結子会社化しております。  
 5. 2022年5月1日付で有限会社JM青果を連結子会社化しております。  
 6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第44期の期首から適用しております。このため、第43期以前は基準の異なる算定方法に基づいた数値を用いております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

| 会社名                  | 資本金    | 出資比率   | 主要な事業内容    |
|----------------------|--------|--------|------------|
| 株式会社 ジャパンミート         | 100百万円 | 100%   | 食品小売業      |
| 株式会社 ジャパンデリカ         | 40百万円  | 100%   | 外食事業       |
| 株式会社 花正              | 95百万円  | 100%   | 食品小売業      |
| A A T J 株式会社         | 85百万円  | 100%   | イベント関連事業   |
| 株式会社アクティブマーケティングシステム | 40百万円  | 75.79% | アウトソーシング事業 |
| 株式会社 タジマ             | 16百万円  | 100%   | 食品小売業      |
| 株式会社 ニコモール           | 150百万円 | 100%   | 施設運営管理事業   |
| 有限会社 J M 青果          | 3百万円   | 70%    | 青果物仲卸業     |

## ③ 当事業年度末における特定完全子会社の状況

| 会社名     | 住所              | 帳簿価額の合計額 | 当社の総資産額   |
|---------|-----------------|----------|-----------|
| 株式会社 花正 | 東京都港区芝浦3丁目15番9号 | 4,265百万円 | 19,656百万円 |

## (7) 主要な事業内容

| 事業部門        | 事業内容                                 |
|-------------|--------------------------------------|
| スーパーマーケット事業 | 食品小売業、青果物仲卸業                         |
| その他         | 外食事業、イベント関連事業、アウトソーシング事業<br>施設運営管理事業 |

(8) 主要な事業所及び店舗

① 当社

本 社：茨城県土浦市  
 東 京 本 部：東京都港区

② 子会社

株式会社ジャパンミート (本社：茨城県土浦市)  
 (加工物流センター：茨城県東茨城郡)  
 (つくばセンター：茨城県土浦市)  
 (店舗：生鮮館・卸売市場・食肉卸売センターMEAT Meet  
 ・パワーマート)

| 都道府県  | 名 称                                                 |                                                        |                                             |
|-------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 茨 城 県 | 50号店 (水戸市)<br>守谷店 (守谷市)<br>岩瀬店 (桜川市)                | 住吉店 (水戸市)<br>荒川沖店 (土浦市)<br>ひたちなか店 (ひたちなか市)             | 見川店 (水戸市)<br>古河店 (古河市)                      |
| 千 葉 県 | 富里店 (富里市)<br>君津店 (君津市)                              | 八千代店 (八千代市)<br>流山店 (流山市)                               | おゆみ野店 (千葉市)<br>千葉ニュータウン店 (印西市)              |
| 栃 木 県 | 宇都宮店 (河内郡)                                          | 新町店 (宇都宮市)                                             | 小山店 (小山市)                                   |
| 埼 玉 県 | 幸手店 (幸手市)<br>鳩ヶ谷店 (川口市)<br>白幡店 (さいたま市)<br>大袋店 (越谷市) | 入間店 (入間市)<br>越谷店 (越谷市)<br>木崎店 (さいたま市)<br>ふじみ野店 (ふじみ野市) | 東浦和店 (さいたま市)<br>さいたま北店 (さいたま市)<br>新栄店 (草加市) |
| 東 京 都 | 瑞穂店 (西多摩郡)<br>王子店 (北区)                              | 東村山店 (東村山市)                                            | 錦糸町店 (墨田区)                                  |
| 群 馬 県 | 千代田店 (邑楽郡)                                          | 新田店 (太田市)                                              |                                             |
| 宮 城 県 | 仙台中山店 (仙台市)                                         |                                                        |                                             |

株式会社ジャパンデリカ（本社：茨城県小美玉市）  
 （店舗：焼肉や漫遊亭・とんかつや漫遊亭）

| 都道府県     | 名 称                           |              |             |
|----------|-------------------------------|--------------|-------------|
| 焼肉や漫遊亭   |                               |              |             |
| 茨 城 県    | 水戸50号店（水戸市）                   | つくば学園店（つくば市） | 石岡東光台店（石岡市） |
|          | 竜ヶ崎店（龍ヶ崎市）                    | 鹿嶋店（鹿嶋市）     | 日立金沢店（日立市）  |
|          | 日立相田店（日立市）                    | 古河店（古河市）     | 筑西横島店（筑西市）  |
|          | ひたちなか高場店（ひたちなか市）              |              |             |
|          | 千 葉 県 千葉ニュータウン店（印西市） 八街店（八街市） |              |             |
| 埼 玉 県    | 幸手店（幸手市）                      |              |             |
| 栃 木 県    | 栃木片柳店（栃木市）                    |              |             |
| 群 馬 県    | 新田店（太田市）                      |              |             |
| 福 島 県    | いわき平店（いわき市）                   |              |             |
| とんかつや漫遊亭 |                               |              |             |
| 茨 城 県    | 石岡東光台店（石岡市）                   |              |             |

株式会社花正 (本社：東京都港区)  
 (配送センター：埼玉県八潮市)  
 (店舗：肉のハナマサ・肉のハナマサPLUS)

| 都道府県 | 名 称          |              |              |
|------|--------------|--------------|--------------|
| 東京都  | 銀座店 (中央区)    | 三軒茶屋店 (世田谷区) | 動坂店 (文京区)    |
|      | 大森店 (大田区)    | 上井草店 (杉並区)   | 秋葉原店 (台東区)   |
|      | 都立大店 (目黒区)   | お花茶屋店 (葛飾区)  | 平井駅前店 (江戸川区) |
|      | 錦糸町店 (墨田区)   | 千束店 (台東区)    | 神田店 (千代田区)   |
|      | 池袋店 (豊島区)    | 市ヶ谷店 (新宿区)   | 西新橋店 (港区)    |
|      | 湯島店 (千代田区)   | 南麻布店 (港区)    | 住吉店 (墨田区)    |
|      | 中野店 (中野区)    | 赤坂店 (港区)     | 新堀店 (江戸川区)   |
|      | 根岸店 (台東区)    | 鶴川店 (町田市)    | 芝浦店 (港区)     |
|      | 西新井店 (足立区)   | 亀有店 (葛飾区)    | 板橋志村店 (板橋区)  |
|      | 方南町店 (杉並区)   | 新御徒町店 (台東区)  | 滝野川店 (北区)    |
|      | 浅草橋店 (台東区)   | 富ヶ谷店 (渋谷区)   | 新川店 (中央区)    |
|      | 大井町店 (品川区)   | 糀谷店 (大田区)    | 巣鴨店 (豊島区)    |
|      | 蒲田店 (大田区)    | 立川店 (立川市)    | 亀戸店 (江東区)    |
|      | 葛西店 (江戸川区)   | 八王子店 (八王子市)  | 東武練馬店 (板橋区)  |
|      | 大久保店 (新宿区)   | 新日本橋店 (中央区)  | 要町店 (板橋区)    |
|      | 小岩店 (江戸川区)   |              |              |
| 千葉県  | 成田店 (成田市)    |              |              |
| 神奈川県 | 西横浜店 (横浜市)   | 港南台店 (横浜市)   | 矢向店 (横浜市)    |
|      | 川崎中原店 (川崎市)  | 綱島店 (横浜市)    |              |
| 埼玉県  | ひばりヶ丘店 (新座市) |              |              |
| 茨城県  | 川口店 (川口市)    |              |              |
|      | つくば店 (つくば市)  |              |              |



株式会社タジマ (本社：埼玉県越谷市)  
(店舗：食肉卸売センターMEAT Meet)

| 都道府県 | 名 称        |
|------|------------|
| 埼玉県  | 白幡店(さいたま市) |

A A T J 株式会社 (本社：東京都港区)

株式会社アクティブマーケティングシステム (本社：東京都港区)  
(支社：大阪府大阪市)

株式会社ニコモール (本社：群馬県太田市)

有限会社JM青果 (本社：茨城県水戸市)

#### (9) 従業員の状況

| 従業員数   | 前連結会計年度比 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|----------|-------|--------|
| 1,236名 | 33名増     | 37.9歳 | 6.5年   |

- (注) 1. 上記従業員数には臨時従業員(パートタイマー、嘱託及び派遣社員)3,776名(最近1年間における平均雇用人数)は含んでおりません。  
2. 従業員数には、出向者は含めておりません。

#### (10) 主要な借入先及び借入額

| 借 入 先                 | 借 入 額    |
|-----------------------|----------|
| 株 式 会 社 常 陽 銀 行       | 2,948百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 816百万円   |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行     | 625百万円   |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 85,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 26,679,116株  
 (自己株式384株を除く)  
 (3) 株 主 数 26,691名  
 (4) 大株主 (上位10位)

| 株 主 名                                                             | 当 社 へ の 出 資 状 況 |         |
|-------------------------------------------------------------------|-----------------|---------|
|                                                                   | 持 株 数           | 持 株 比 率 |
|                                                                   | 株               | %       |
| 境 正 博                                                             | 5,125,200       | 19.21   |
| 境 弘 治                                                             | 3,011,300       | 11.29   |
| 境 和 弘                                                             | 2,675,400       | 10.03   |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)                                           | 1,655,800       | 6.21    |
| 藤 原 ひ ろ み                                                         | 966,900         | 3.62    |
| JMホールディングス従業員持株会                                                  | 811,800         | 3.04    |
| (株)ジ ョ イ フ ル 本 田                                                  | 800,000         | 3.00    |
| 境 和 美                                                             | 719,000         | 2.69    |
| BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN<br>SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065 | 443,500         | 1.66    |
| (株)日本カストディ銀行 (信託口)                                                | 436,900         | 1.64    |

- (注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
 該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年7月31日現在)

| 地 位     | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                      |
|---------|---------|---------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 境 正 博   |                                                   |
| 取締役会長   | 境 弘 治   | AATJ(株)代表取締役<br>(株)ニコモール代表取締役                     |
| 取締役副会長  | 境 和 弘   | AATJ(株)取締役<br>(株)花正取締役                            |
| 常務取締役   | 藤 原 克 朗 |                                                   |
| 常務取締役   | 杉 山 洋 子 | 当社管理本部長<br>(株)アクティブマーケティングシステム取締役<br>(株)ニコモール取締役  |
| 取締役     | 阿 部 耕 生 | 当社総務部長                                            |
| 取締役     | 緑 川 清 春 | (株)フェルムコンサルティング代表取締役                              |
| 取締役     | 大 瀧 敦 子 | 石本哲敏法律事務所 弁護士<br>ナラサキ産業(株)社外監査役<br>メディキット(株)社外取締役 |
| 常勤監査役   | 藤 原 健 一 |                                                   |
| 常勤監査役   | 村 井 幸 夫 |                                                   |
| 監査役     | 関 周 行   | 関・山形法律事務所 弁護士                                     |
| 監査役     | 根 本 佳 典 | (有)根本事務所代表取締役 税理士                                 |

- (注) 1. 取締役 緑川清春及び大瀧敦子の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 村井幸夫、関周行及び根本佳典の各氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役の関周行氏は、弁護士としての専門的知識、幅広い見識を有しております。  
 4. 監査役の根本佳典氏は、税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当の知見を有しております。  
 5. 当社は、独立役員の資格を充たす社外役員（社外取締役2名、社外監査役3名）を全て独立役員に指定しております。  
 6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

| 役 名  | 氏 名     | 職 名  |
|------|---------|------|
| 執行役員 | 橋 井 勇 気 | 開発部長 |

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役及び監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めておりますが、現在契約を締結している取締役及

び監査役はおりません。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬額は、2015年4月20日開催の臨時株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で各取締役の担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として総合的に勘案の上、算出しております。また、報酬は固定報酬のみで構成されており、業績連動報酬、非金銭報酬は採用していません。

また、当事業年度の実績に係る取締役の個人別の報酬等は、取締役会の決議により決定しており、取締役個人別の固定報酬の内容に関する決定を2021年10月25日開催の取締役会において一任を受けた代表取締役社長が報酬案を作成し決議されており、監査役個々の報酬についても毎年10月の監査役の協議により決定しております。

なお、当社は、2022年9月20日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役とする「指名・報酬委員会」を設置することを決議しております。2024年7月期からは、指名・報酬委員会の答申を受けた上で取締役の報酬等の内容を決定いたします。社外取締役の知見、助言により、指名、報酬に係る取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化してまいります。

#### ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2015年4月20日開催の臨時株主総会において年額350百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の実績に係る取締役の員数は8名（うち、

社外取締役は2名)です。

監査役の金銭報酬の額は、2015年10月23日開催の第37期定時株主総会において年額20百万円と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名(うち、社外監査役は3名)です。

#### ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会より一任を受けた代表取締役社長である境正博が金銭報酬に係る取締役の個人別の報酬額の具体的内容を示した報酬案を基に取締役会にて決定しております。

その権限の内容は、取締役の個人別の固定報酬の算定であり、これらの権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を勘案しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

当事業年度の取締役の個人別の報酬については、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう2021年10月25日開催の取締役会にて当社グループ全体の業績等を総合的に勘案し各取締役の評価を行うことを確認しております。当該手続きを経て取締役個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ④取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分                 | 報酬等の<br>総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |         |        | 対象となる役員<br>の員数 (人) |
|----------------------|---------------------|------------------|---------|--------|--------------------|
|                      |                     | 基本報酬             | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                    |
| 取締役<br>(うち社外<br>取締役) | 242<br>(6)          | 242<br>(6)       | —       | —      | 8<br>(2)           |
| 監査役<br>(うち社外<br>監査役) | 19<br>(11)          | 19<br>(11)       | —       | —      | 4<br>(3)           |

(5) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職先と当社との関係

| 区分    | 氏名    | 重要な兼職先の状況                                        | 当社との関係                                                  |
|-------|-------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 取締役   | 緑川 清春 | (株)フェルムコンサルティング<br>代表取締役                         | 当社と(株)フェルムコンサルティングとの間に重要な取引その他の関係はありません。                |
| 取締役   | 大瀧 敦子 | 石本哲敏法律事務所弁護士<br>ナラサキ産業(株)社外監査役<br>メディキット(株)社外取締役 | 当社と石本哲敏法律事務所、ナラサキ産業(株)及びメディキット(株)との間に重要な取引その他の関係はありません。 |
| 常勤監査役 | 村井 幸夫 |                                                  |                                                         |
| 監査役   | 関 周行  | 関・山形法律事務所<br>弁護士                                 | 当社と関・山形法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。                      |
| 監査役   | 根本 佳典 | (有)根本事務所代表取締役<br>税理士                             | 当社と(有)根本事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。                       |

②当事業年度における主な活動状況

|       |                                                                                              |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緑川 清春 | 当事業年度に開催した取締役会20回の全てに出席し、経済学博士としての専門知識及び幅広い見識に基づき必要な発言を適宜行っております。                            |
| 大瀧 敦子 | 当事業年度に開催した取締役会20回の全てに出席し、弁護士としての専門知識及び経験に基づき必要な発言を適宜行っております。                                 |
| 村井 幸夫 | 当事業年度に開催した取締役会20回の全てに出席し、また、当事業年度に開催した監査役会12回の全てに出席し、金融機関出身者としての専門知識及び経験に基づき必要な発言を適宜行っております。 |
| 関 周行  | 当事業年度に開催した取締役会20回の全てに出席し、また、当事業年度に開催した監査役会12回の全てに出席し、弁護士としての専門知識及び経験に基づき必要な発言を適宜行っております。     |
| 根本 佳典 | 当事業年度に開催した取締役会20回の全てに出席し、また、当事業年度に開催した監査役会12回の全てに出席し、税理士としての専門知識及び経験に基づき必要な発言を適宜行っております。     |

③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

| 区分  | 氏名    | 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要                                 |
|-----|-------|-----------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 緑川 清春 | 上記②に記載のとおり、取締役会において積極的にご発言いただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただいております。 |
| 取締役 | 大瀧 敦子 | 上記②に記載のとおり、取締役会において積極的にご発言いただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただいております。 |

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬の額                  | 73百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 86百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコーポレートガバナンス・コード対応に関する助言（TCFD対応に関する助言を含む）業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は内部統制に関する基本方針を以下のとおり定めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確保するための体制

- ① コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置し、事務局を総務部に設置する。
- ② コンプライアンス委員会は、代表取締役社長が主催し、コンプライアンスに関する諸規程、諸制度の制定、改廃、運用を行うと共に、コンプライアンスに関する基本方針、計画の策定、さらにはコンプライアンスに関する社内外の啓蒙、その他コンプライアンスに関する重要事項を決定する。
- ③ 重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要事項が報告された場合には、総務部は報告された事実について調査を指揮・監督し、代表取締役社長と協議のうえ再発防止策など必要な対策を実施する。重要な通報については、その内容を関連部署の責任者に開示し、会社として必要な対処をする。同時に、その結果を関係役員に報告し、周知徹底を図る。

(2) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス委員会は、「J Mグループ行動基準」を制定し、これに基づいて継続的に教育・研修を行うことで、コンプライアンスの重要性について啓蒙し、コンプライアンス関連の必要な情報・知識の提供やコンプライアンスを尊重する意識・理解の徹底を図る。
- ② 社員は、重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに所属の上長等をとおして総務部にその旨を報告する。
- ③ コンプライアンス違反又は法令遵守上疑義ある行為等について、社員が総務部長に直



接情報提供を行う手段として、公益通報者保護法に基づく通報窓口を総務部に設ける。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事等重要な意思決定及び報告に関する書類については、文書の作成、保存及び廃棄に関するルールを定めた「文書管理規程」及び関連の管理ルール等に基づき適切に対応する。
- ② 個人情報の管理については、総務部において、法令に基づきその保護・利用・管理を適切に行う。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社のリスク管理に関する事項は、総務部が関連部署と協議のうえ、具体的な対応方針案等をまとめ、取締役会が決定する。
- ② 具体的なリスク管理の対応については、今後、リスク管理計画書や地震、火災等緊急時を想定した対応マニュアル等を作成・整備し、適切な対応を図る。
- ③ 新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を毎月1回開催し、「取締役会規程」に定められている重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社管理の担当責任部署を置くと共に、「関係会社管理規程」を定め、同規程及び法令、会計原則、税法等に基づき子会社の状況に応じ適切な管理、支援、指導を行う。
- ② 当社代表取締役社長及び子会社管理担当役員は、子会社の業務執行状況について、定期的に子会社より報告をさせる他、必要に応じ適宜説明を求めると共に、グループ全体の経営効率向上及び当社と子会社及び子会社相互間に発生する経営上の重要事項を合理的に解決する。
- ③ 業務監査室は、子会社の業務監査を随時実施し、業務全般にわたり適切な運営が行われているか監査し、その結果について、必要に応じ当社代表取締役社長や担当役員に報告する。
- ④ 監査役は、業務監査室と連携し、子会社の監査等当社グループ全体の監査を適切に行う。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
  - ② 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する恐れがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
  - ③ 監査役は、取締役会及び経営関連の諸会議に必要な応じ出席すると共に、稟議書をはじめ重要な書類等を適宜閲覧するなど会社の情報を収集し、取締役の職務執行を十分監視する。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役社長や他の業務執行責任者としての各取締役と意見交換やヒヤリングを行い、迅速な情報収集、適切な意思疎通を行い、正確かつ効率的な監査業務の遂行を図る。
  - ② 業務監査室は、監査役と共同で監査を実施するなど密接な連繋により、監査の適切な実施に協力する。
  - ③ 必要な場合には、専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）と意思疎通を図るなど監査役の円滑な監査活動を確保する。

以上の定めから、当事業年度における当社及び当社グループの適正を確保するための体制に加え、コンプライアンス教育の実施、食品衛生教育等の実施を通じて、その運用状況等の確認、評価の結果、当社の内部統制システムについては、有効に機能しており、重大な不備は存在しないと判断しております。

# 連結貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
|------------------------|---------------|------------------------|---------------|
| (資産の部)                 |               | (負債の部)                 |               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>31,154</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>20,023</b> |
| 現金及び預金                 | 19,498        | 買掛金                    | 9,317         |
| 売掛金                    | 2,774         | 短期借入金                  | 3,936         |
| 棚卸資産                   | 5,951         | 1年内返済予定の長期借入金          | 602           |
| その他                    | 2,930         | リース債務                  | 319           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>27,719</b> | 未払金                    | 2,461         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>19,161</b> | 未払法人税等                 | 1,392         |
| 建物及び構築物                | 8,744         | 賞与引当金                  | 404           |
| 機械装置及び運搬具              | 412           | その他                    | 1,586         |
| 工具、器具及び備品              | 665           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>2,952</b>  |
| 土地                     | 5,132         | 長期借入金                  | 616           |
| リース資産                  | 1,027         | リース債務                  | 823           |
| 建設仮勘定                  | 3,179         | 退職給付に係る負債              | 573           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,530</b>  | 資産除去債務                 | 500           |
| のれん                    | 1,181         | その他                    | 437           |
| その他                    | 348           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>22,975</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>7,028</b>  | (純資産の部)                |               |
| 投資有価証券                 | 1,060         | <b>株 主 資 本</b>         | <b>35,531</b> |
| 敷金及び保証金                | 4,512         | 資 本 金                  | 2,229         |
| 繰延税金資産                 | 664           | 資 本 剰 余 金              | 2,377         |
| その他                    | 804           | 利 益 剰 余 金              | 30,925        |
| 貸倒引当金                  | △13           | 自 己 株 式                | △0            |
|                        |               | <b>その他の包括利益累計額</b>     | <b>169</b>    |
|                        |               | その他有価証券評価差額金           | 183           |
|                        |               | 退職給付に係る調整累計額           | △14           |
|                        |               | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>   | <b>198</b>    |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>58,874</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>35,898</b> |
|                        |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>58,874</b> |

# 連 結 損 益 計 算 書

( 自 2021 年 8 月 1 日  
至 2022 年 7 月 31 日 )

(単位：百万円)

| 科 目                           | 金 額     |
|-------------------------------|---------|
| 売 上 高                         | 140,845 |
| 売 上 原 価                       | 101,506 |
| 売 上 総 利 益                     | 39,339  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           | 32,663  |
| 営 業 利 益                       | 6,675   |
| 営 業 外 収 益                     |         |
| 口 イ ヤ リ テ イ 一 収 入             | 19      |
| 受 取 手 数 料                     | 12      |
| 助 成 金 収 入                     | 174     |
| そ の 他                         | 84      |
| 営 業 外 費 用                     |         |
| 支 払 利 息                       | 33      |
| そ の 他                         | 6       |
| 経 常 利 益                       | 6,925   |
| 特 別 利 益                       |         |
| 負 の の れ ん 発 生 益               | 47      |
| 特 別 損 失                       |         |
| 減 損 損 失                       | 9       |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         | 6,963   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 2,654   |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 2       |
| 当 期 純 利 益                     | 4,306   |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 40      |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 4,266   |

# 貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
|------------------------|---------------|------------------------|---------------|
| (資産の部)                 |               | (負債の部)                 |               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,885</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>4,681</b>  |
| 現金及び預金                 | 1,040         | 短期借入金                  | 3,853         |
| 前払費用                   | 12            | 1年内返済予定の長期借入金          | 578           |
| 未収入金                   | 138           | 未払金                    | 95            |
| 未収還付法人税等               | 417           | 賞与引当金                  | 14            |
| その他の                   | 277           | その他の                   | 139           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>17,770</b> | <b>固 定 負 債</b>         | <b>1,872</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>10,827</b> | 長期借入金                  | 1,575         |
| 建物                     | 3,115         | 退職給付引当金                | 25            |
| 構築物                    | 130           | その他の                   | 271           |
| 機械及び装置                 | 67            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>6,553</b>  |
| 車両運搬具                  | 24            | (純資産の部)                |               |
| 工具、器具及び備品              | 14            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>12,920</b> |
| 土地                     | 4,334         | 資 本 金                  | 2,229         |
| リース資産                  | 14            | 資 本 剰 余 金              | 2,350         |
| 建設仮勘定                  | 3,124         | 資 本 準 備 金              | 2,350         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>12</b>     | 利 益 剰 余 金              | 8,341         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>6,930</b>  | 利 益 準 備 金              | 22            |
| 投資有価証券                 | 1,059         | そ の 他 利 益 剰 余 金        | 8,318         |
| 関係会社株式                 | 5,780         | 別 途 積 立 金              | 750           |
| その他の                   | 98            | 繰 越 利 益 剰 余 金          | 7,568         |
| 貸倒引当金                  | △7            | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△0</b>     |
|                        |               | 評 価 ・ 換 算 差 額 等        | 183           |
|                        |               | その他の有価証券評価差額金          | 183           |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>19,656</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>13,103</b> |
|                        |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>19,656</b> |

# 損益計算書

(自 2021年8月1日  
至 2022年7月31日)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額 |       |
|-----------------------|-----|-------|
| 営 業 収 益               |     | 3,512 |
| 営 業 費 用               |     | 1,355 |
| 営 業 利 益               |     | 2,156 |
| 営 業 外 収 益             |     |       |
| 受 取 配 当 金             | 14  |       |
| そ の 他                 | 17  | 31    |
| 営 業 外 費 用             |     |       |
| 支 払 利 息               | 16  | 16    |
| 経 常 利 益               |     | 2,171 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |     | 2,171 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 20  |       |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 21  | 41    |
| 当 期 純 利 益             |     | 2,129 |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年9月27日

株式会社 J Mホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 由水 雅人  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 小口 誠司  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 J Mホールディングスの2021年8月1日から2022年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J Mホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年9月27日

株式会社 J Mホールディングス  
取締役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 由水 雅人  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小口 誠司  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 J Mホールディングスの2021年8月1日から2022年7月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年8月1日から2022年7月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からのその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、且つ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年9月29日

株式会社JMホールディングス 監査役会

|               |       |   |
|---------------|-------|---|
| 常勤監査役         | 藤原 健一 | 印 |
| 常勤監査役 (社外監査役) | 村井 幸夫 | 印 |
| 監査役 (社外監査役)   | 関 周行  | 印 |
| 監査役 (社外監査役)   | 根本 佳典 | 印 |

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当につきましては、財務体質の強化並びに今後の事業展開に備えるため内部留保金の充実を図りつつ、株主各位に対する安定的な配当を実施することといたしております。上記の方針に基づき、当期の堅調な業績に応じた利益還元を勘案し、増配することといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金20円  
総額 533,582,320円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年10月25日

なお、中間配当として1株につき金15円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は期末配当を合わせて1株につき金35円となります。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>① 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>② 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

第3号議案 取締役1名選任の件

当社を取り巻く経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役会の監督機能強化を図ることを目的として、社外取締役1名の増員をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。なお、本議案が原案どおり承認された場合、取締役会における独立社外取締役の比率は、コーポレートガバナンス・コードで求められる3分の1以上となります。

| 氏名<br>(生年月日)                                              | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式の数 |
|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <p>まつい しげただ<br/>松井 繁 忠<br/>(1972年7月30日生)<br/>社外取締役・新任</p> | <p>1999年 10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所<br/>2004年 4月 公認会計士登録<br/>2004年 9月 中央青山監査法人（現 PwCあらた有限責任監査法人）入所<br/>2006年 10月 PwCアドバイザリー株式会社（現 PwCアドバイザリー合同会社）入社<br/>2012年 3月 ㈱東日本大震災事業者再生支援機構入社<br/>2014年 4月 松井公認会計士事務所開設 代表（現任）<br/>2014年 6月 税理士登録<br/>(重要な兼職の状況)<br/>松井公認会計士事務所 代表<br/>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)<br/>同氏は、公認会計士、税理士としての経営上求められる専門的知識、幅広い見識を有しております。同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、取締役会のモニタリング強化や、公認会計士として監査・監督を中心に、その知識と経験を当社の経営に反映していただくことが、取締役会の機能強化に資すると判断し社外取締役候補者としていたしました。</p> | <p>—</p>    |

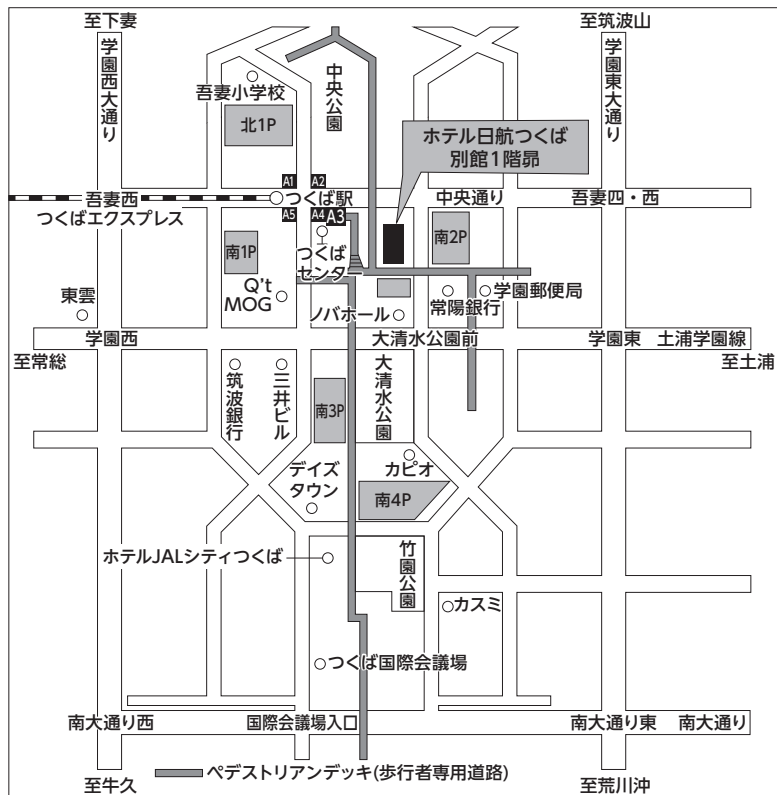
- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 取締役候補者の所有する当社株式数は、2022年7月31日現在の状況を記載しております。  
 3. 松井繁忠氏は、社外取締役の候補者であります。  
 4. 松井繁忠氏が社外取締役として選任された場合、新たに独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。  
 5. 松井繁忠氏が原案通り選任されますと、当社は、同氏との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結する予定であります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。  
 ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

以上



## 株主総会会場ご案内図

- 会場 茨城県つくば市吾妻1丁目1364-1  
 ホテル日航つくば別館 1階 昇 電話029-852-1112



### ■ 交通のご案内

- ・つくばエクスプレスご利用の場合  
 「つくば駅」下車、A3出口より右手に進み、前方の大階段を上った左手にある建物（5階建・別館）の2階入口からお入りください。  
 (所要時間 つくば駅A3出口から徒歩約2分)
- ・JR常磐線ご利用の場合 (所要時間 バス約25分～、タクシー約15～20分)  
 土浦駅・荒川沖駅からバスまたはタクシーをご利用ください。  
 土浦駅からバスをご利用の場合は、「つくばセンター行」または「筑波大学中央行」に乗り、「つくばセンター」で下車してください。  
 荒川沖駅からバスをご利用の場合は、「筑波大学中央行」に乗り、「つくばセンター」で下車してください。
- ・東京駅より高速バスご利用の場合 (所要時間 約70分)  
 東京駅八重洲南口から「つくばセンター行」に乗り、「つくばセンター」で下車してください。
- ・お車で常磐高速道路ご利用の場合 (所要時間 桜土浦ICより約15分)  
 つくば方面出口から「大角豆(ささぎ)交差点」を右折、学園東大通りを約4km程直進後、「学園東交差点」を左折し、2つ目の信号を右折。

※株主総会後の株主懇親会は行っておりません。また、駐車券の用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。